

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日が休日には、その翌日)

た。

二 定義(第二条関係)

この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めることによることとした。

- (一) 介護福祉士・社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)第二条第二項に規定する介護福祉士をいう。
- (二) 社会福祉士 法第二条第一項に規定する社会福祉士をいう。

◆規則

介護福祉士等修学資金貸与規則(社会課)

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則(職員厚生課)

看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則(医務課)

目次

次

公布された規則のあらまし

◇介護福祉士等修学資金貸与規則

一 目的(第一条関係)

この規則は、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対し、その修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、県内の介護福祉士及び社会福祉士の充実に資することを目的とすることとし

三 借受者の資格(第三条関係)

修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならないこととした。

(一) 養成施設等に在学していること。

(二) 将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとする者であること。

(三) 学業成績優秀で心身ともに健全であること。

四 修学資金の貸与月額等(第四条関係)

1 修学資金の貸与月額は、三万六千円以内とすることとし

た。

2 修学資金の貸与期間は、その貸与を受けることとなる日の属する月から養成施設等を卒業する日の属する月までとすることとした。

3 修学資金の貸与は、無利子とすることとした。

五 連帯保証人（第五条関係）

1 修学資金の貸与を受ける者は、連帯保証人をたてなければならぬこととした。

2 連帯保証人は、県内に居住する者でなければならないこととした。

六 貸与申請（第六条関係）

3 修学資金の貸与を受ける者が未成年者である場合には、連帯保証人は親権者又は後見人でなければならないこととした。

修学資金の貸与を受けようとする者は、介護福祉士等修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならないこととした。

(一) 履歴書

(二) 戸籍抄本

(三) 許約書

(四) 健康診断書

(五) 在学する養成施設等の長が作成した修学生推薦調書

七 貸与の決定及び通知（第七条関係）

知事は、六の申請書の提出があつた場合において修学資金を貸与することが適当と認めたときは、介護福祉士等修学資金の貸与の決定をし、申請者に対してもその旨を通知するものとすることとした。

八 修学資金の貸与（第八条関係）

修学資金は、毎月一月分ずつ貸与することとした。ただし、知事が必要があると認めたときは、二月分以上をまとめて貸与することができるのこととした。

九 貸与の打切り及び休止（第九条関係）

1 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を打ち切ることとした。この場合において、当該修学生がその日の属する月の翌月以降の月の分の修学資金の貸与を既に受けているときは、直ちにこれを返還しなければならないこととした。

(一) 退学したとき。

(二) 学業成績又は性行が著しく不良となつたとき。

(三) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(四) 死亡したとき。

(五) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと知事が認めたとき。

2 修学生が三十日以上休学し、又は停学の処分を受けたとき

は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の修学資金の貸与を休止することとした。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなすこととした。

3 知事は、1により貸与を打ち切ったとき、又は2により貸与を休止したときは、修学生及びその連帯保証人に対し、その旨を通知することとした。

十 修学資金借用証書等の提出（第十一条関係）

修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、修学資金の貸与が終了したとき、又は九の1により修学資金の貸与を打ち切られたときは、直ちに介護福祉士等修学資金借用証書及び介護福祉士等修学資金返還明細書を知事に提出しなければならないこととした。

十一 修学資金の返還（第十一条関係）

1 修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）

は、次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める日（十二の1により債務の履行を猶予されたときは、当該猶予された期間が満了する日）の属する月の翌月から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならないこととし

た。

(一) 九の1により修学資金の貸与を打ち切られたとき。九

の1の1のいすれかに該当することとなった日

(二) 養成施設等を卒業したとき（(一)又は(三)に該当する場合を除く。）。卒業した日から一年を経過する日

(三) 養成施設等を卒業した場合において、次のいすれかに該当するとき（(一)に該当する場合を除く。）。その該当することとなつた日

(1) 県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務、社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれらに準ずる業務（以下「介護等の業務」という。）に従事する意思がなくなつたと認められたとき。

(2) 介護等の業務外の事由により死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、介護等の業務に従事できなくなつたとき。

2 1は、返還期日前に修学資金を返還することを妨げないことをとした。

十二 返還債務の履行の猶予（第十二条関係）

1 知事は、借受者が次の各号のいすれかに該当するときは、当該修学資金の返還に係る債務の履行を猶予することができることとした。

(一) 修学資金を打ち切られた後も引き続き養成施設等に在学しているとき。

(二) 養成施設等を卒業後さらに他の養成施設等に在学しているとき。

(三) 県内等において介護等の業務に従事しているとき。

(四) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったとき。

(五) その他特に理由があると認められるとき。

2 1の規定による猶予（以下「返還猶予」という。）を受けようとする者は、介護福祉士等修学資金返還猶予申請書を知事に提出しなければならないこととした。

3 知事は、2の申請書の提出があった場合において返還猶予が適当と認めたときは、返還猶予の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知することとした。

十三 返還債務の免除（第十三条関係）

1 修学資金の返還に係る債務の免除（以下「返還免除」という。）については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによることとした。

2 返還免除を受けようとする者は、介護福祉士等修学資金返還免除申請書を知事に提出しなければならないこととした。

3 知事は、2の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めたときは、返還免除の決定をし、申請者及びそ

の連帯保証人に対してその旨を通知するものとすることとした。

十四 延滞金（第十四条関係）

借受者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その返還すべき修学資金の金額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を支払わなければならないこととした。

十五 届出（第十五条関係）

1 借受者（修学生を含む。以下同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならぬこととした。

(一) 氏名又は住所を変更したとき。

(二) 退学したとき。

(三) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

(四) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(五) 復学したとき。

(六) 転学したとき。

(七) 卒業したとき。

(八) 介護福祉士又は社会福祉士の登録をしたとき。

(九) 県内等において介護等の業務に従事したとき。

(十) 就業場所を移転したとき。

(十一) 介護等の業務を廃止したとき。

(四) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。

(五) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

十六 雜則（第十六条関係）

この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十七 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用することとした。

◇鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則

一 審査会は、死亡事故等知事が別に定める重大な事案に係る損害賠償について審査することとした。（第二条関係）

二 審査会の委員に総務部次長を加えることとした。（第三条関係）

(係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則

一 次の規則について、看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又はべき地診療所等における医師若しくは歯科医師としての

業務従事期間の通算に関する規定を削除する等所要の規定の整備を行うこととした。

1 看護職員修学資金貸付規則

2 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則

3 べき地勤務医師等修学資金貸付規則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

介護福祉士等修学資金貸与規則をここに公布する。

平成五年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

介護福祉士等修学資金貸与規則

(目的)

第一条 この規則は、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対し、その修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、県内の介護福祉士及び社会福祉士の充実に資す

ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する介護福祉士をいう。

二 社会福祉士 法第二条第一項に規定する社会福祉士をいう。

三 養成施設等 法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号

から第三号までの規定に基づき文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五條の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法

第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校又は厚生大臣の指定した養成施設をいう。

(借受者の資格)

第三条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 養成施設等に在学していること。

三 学業成績優秀で心身ともに健全であること。

(修学資金の貸与月額等)

第四条 修学資金の貸与期間は、三万六千円以内とする。

2 修学資金の貸与期間は、その貸与を受けることとなる日の属する月か

ら養成施設等を卒業する日の属する月までとする。

3 修学資金の貸与は、無利子とする。

(連帯保証人)

第五条 修学資金の貸与を受ける者は、連帯保証人をたてなければならぬ。

2 連帯保証人は、県内に居住する者でなければならない。

3 修学資金の貸与を受ける者が未成年者である場合には、連帯保証人は親権者又は後見人でなければならない。

(貸与申請)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 戸籍抄本

三 様式第二号による誓約書

四 健康診断書

五 在学する養成施設等の長が作成した様式第三号による推薦調書

(貸与の決定及び通知)

第七条 知事は、前条の申請書の提出があつた場合において修学資金を貸与することが適当と認めたときは、修学資金の貸与の決定をし、申請者に對してその旨を通知するものとする。

(修学資金の貸与)

第八条 修学資金は、毎月一月分ずつ貸与する。ただし、知事が必要があると認めたときは、二月分以上をまとめて貸与することができる。

(貸与の打切り及び休止)

第九条 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を打ち切る。この場合において、当該修学生がその日の属する月の翌月以降の月の分の修学資金の貸与を既に受けているときは、直ちにこれを返還しなければならない。

一 退学したとき。

二 学業成績又は性行が著しく不良となつたとき。

三 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

五 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと知事が認めたとき。

2 修学生が三十日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の修学資金の貸与を休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、第一項の規定により貸与を打ち切ったとき、又は前項の規定により貸与を休止したときは、修学生及びその連帯保証人に対し、その旨を通知するものとする。

(修学資金借用証書等の提出)

第十一条 修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、修学資金の貸与が終了したとき、又は前条第一項の規定により修学資金の貸与

を打ち切られたときは、直ちに様式第四号による借用証書及び様式第五号による返還明細書を知事に提出しなければならない。

(修学資金の返還)

第十二条 修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日（次条第一項の規定により債務の履行を猶予されたときは、当該猶予された期間が満了する日）の属する月の翌月から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならない。

一 第九条第一項の規定により修学資金の貸与を打ち切られたとき。

二 養成施設等を卒業したとき（前号又は第三号に該当する場合を除く。）。卒業した日から一年を経過する日

三 養成施設等を卒業した場合において、次のいずれかに該当するとき（第一号に該当する場合を除く。）。その該当することとなつた日イ 県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務、社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれらに準ずる業務（以下「介護等の業務」という。）に従事する意思がくなつたと認められたとき。

ロ 介護等の業務外の事由により死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、介護等の業務に従事できなくなつたとき。

2 前項の規定は、返還期日前に修学資金を返還することを妨げない。

(返還債務の履行の猶予)

第十三条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、當該

修学資金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

一 修学資金を打ち切られた後も引き続き養成施設等に在学していると乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を支払わなければならぬ。

二 養成施設等を卒業後更に他の養成施設等に在学しているとき。

三 県内等において介護等の業務に従事しているとき。

四 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となつたとき。

五 その他特に理由があると認められるとき。

2 前項の規定による猶予（以下「返還猶予」という。）を受けようとする者は、様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において返還猶予が適當と認めたときは、返還猶予の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

（返還債務の免除）

第十三条 修学資金の返還に係る債務の免除（以下「返還免除」という。）

については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の定めるところによる。

2 返還免除を受けようとする者は、様式第七号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において返還免除が適當と認めたときは、返還免除の決定をし、申請者及びその連帯保証人にに対してその旨を通知するものとする。

（延滞金）

第十四条 借受者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返

還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その返還すべき修学資金の金額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を支払わなければならぬ。

（届出）

第十五条 借受者（修学生を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。 様式第八号による届出書

二 退学したとき。 様式第九号による届出書

三 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。 様式第十号による届出書

四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。 様式第十一号による届出書

五 復学したとき。 様式第十二号による届出書

六 転学したとき。 様式第十三号による届出書

七 卒業したとき。 様式第十四号による届出書

八 介護福祉士又は社会福祉士の登録をしたとき。 様式第十五号による届出書

九 県内等において介護等の業務に従事したとき。 様式第十六号による届出書

十 就業場所を移転したとき。 様式第十七号による届出書

十一 介護等の業務を廃止したとき。 様式第十八号による届出書

十二 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。 様式第十九号

による届出書

十三 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。 様式第二十号による届出書
2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、様式第一十一号による届出書を知事に提出しなければならない。

(難則)

第十六条 この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

介護福祉士等修学資金貸与申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士		
貸 与 希 望 月 額			円
貸 与 希 望 期 間	年	月 か ら	年 月 ま で
養 成 施 設 等 の 名 称			
学 年	第	学 年	

上記申請に同意し、申請者が修学資金の貸与を受けたときは、保証人となり連帶して債務を負担します。

郵便番号 □□□-□□□

連帯保証人 住 所 氏 名 年 月 日 生

(印)

職 業
本人との関係

様式第2号(第6条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

修学生として決定された上は、学業に励み、卒業後一年以内に介護福祉士登録簿（社会福祉士登録簿）に登録し、県内で介護福祉士（社会福祉士）の業務に従事することを誓います。

年 月 日

住 所
氏 名

㊞

様式第3号(第6条関係)

介護福祉士等修学資金修学生推薦調書

※整理番号 ふりがな 氏名	推薦順位	人中 位	※決定番号 養成施設等 の所在地	第 号
満 点	入学者最高得点	平 均 点	本人得点	本人入学席次

入学試験の総合点
平 均 点
本人得点
本人入学席次

成績概評

人物概評
その他推薦の
参考事項

職 氏 名 殿

上記の者は、学業成績及び性行ともに優秀で、身体強健であり、修学生として適当な者と認め、推薦します。

年 月 日

養成施設等の長

㊞

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第4号(第10条関係)

介護福祉士等修学資金借用証書

職 氏名 殿
借用金額
金 円也

私は、修学生として上記の額の修学資金の貸与を受けました。ついて
は、介護福祉士等修学資金貸与規則の規定及び返還明細書に従い、滞り
なく当該貸与を受けた修学資金を返還します。

年 月 日

修学生 住 所 氏 名

連帯保証人 住 所 氏 名

収入印紙

様式第5号(第10条関係)

介護福祉士等修学資金返還明細書

決定番号	第 号	返還総額
ふりがな 氏名		義成施設等 の名称
借受終了 期	借受終了 日	理由
返還方法	月賦払い・半年賦払い	返還期間
第1回返還 期	日	第1回 返 還 額
毎月(期) の返還期日		毎月(期) の返 還 額
最終回の 返還日		最終 返 還 額
借受期 間	借受月数	借受期間
年 月 年 月から 月まで		年 月 から まで
合 計		
本籍地		
戸籍筆頭者		生年月日
卒業後 の先 就職内定先の 名前及 び所在地		職業
連帯保 証人 氏 住 所		
生年月日		本人と の関係
		職業

修学資金を上記のとおり返還します。
年 月 日

修学生氏名
連帯保証人氏名

様式第6号(第12条関係)

介護福祉士等修学資金返還猶予申請書

職 氏名 殿

修学資金の返還の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

借受者 住 所 氏 名
(電話 局 番) ㊞

郵便番号 □□□-□□

連帯保証人 住 所 氏 名
(電話 局 番) ㊞

記

介護福祉士・社会福祉士

決 定 番 号 第 号

借 受 額 円

返 還 期 間 年 月から 月まで

返 還 済 期 間 年 月から 月まで

返 還 済 額 円

希望返還猶予期間 年 月から 月まで

返 還 猶 予 額 円

理 由

様式第7号(第13条関係)

介護福祉士等修学資金返還免除申請書

職 氏名 殿

修学資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

借受者 住 所 氏 名
(電話 局 番) ㊞

郵便番号 □□□-□□

連帯保証人 住 所 氏 名
(電話 局 番) ㊞

記

介護福祉士・社会福祉士

決 定 番 号 第 号

借 受 期 間 年 月から 月まで

借 受 額 円

返 還 期 間 年 月から 月まで

返 還 済 額 円

返 還 免 除 希 望 額 円

理 由

様式第8号(第15条関係)

介護福祉士等修学資金借受者氏名(住所)変更届

職 氏 名 殿

下記のとおり氏名(住所)を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

借受者 住 所

氏 名

㊞

(電話 局 番)

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
決 定 番 号	第 号

様式第9号(第15条関係)

介護福祉士等養成施設等退学届

職 氏 名 殿

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所

氏 名

㊞

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
退学した養成施設等 の 名 称	
退 学 時 の 学 年	第 学 年
退 学 期 日	年 月 日
新 氏 名 (住所)	

平成5年7月7日 水曜日

報公取體

様式第10号（第15条関係）

介護福祉士等修学資金貸退届

下記の理由により、修学資金の貸与を辞退します。

年 月 日

借受者 住 所
連帯保証人 住 所
氏 名 記

④

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
養成施設等の名称	
借 受 濟 期 間	年 月分から 年 月分まで
借 受 濟 総 額	円
辞 退 理 由	

様式第11号（第15条関係）

介護福祉士等養成施設等休学（停学）届

下記のとおり休学（停学）しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所
氏 名 記

④

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
養成施設等の名称	
休 学（停 学）期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

上記のとおり相違ありません。

養成施設等の長
④

様式第12号（第15条関係）

介護福祉士等養成施設等復学届

職 氏名 殿

下記のとおり復学しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所
氏 名

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
養成施設等の名称	
学 年	第 学 年
復 学 期 日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

養成施設等の長

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
転学した養成施設等の名 称	
転 学 時 の 学 年	第 学 年
転 学 期 日	年 月 日
転 学 先 の 名 称 及 び 所 在 地	
転入学期日及び学年	年 月 日 第 学 年
理 由	

上記のとおり相違ありません。

転学先養成施設等の長

様式第13号（第15条関係）

介護福祉士等養成施設等転学届

職 氏名 殿

下記のとおり転学しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所
氏 名

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
転学した養成施設等の名 称	
転 学 時 の 学 年	第 学 年
転 学 期 日	年 月 日
転 学 先 の 名 称 及 び 所 在 地	
転入学期日及び学年	年 月 日 第 学 年
理 由	

上記のとおり相違ありません。

記

平成5年7月7日 水曜日

鳥取県公報

様式第14号(第15条関係)

介護福祉士等養成施設等卒業届

職 氏名 賤

下記のとおり卒業しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所
氏 名

印

借受者 住 所
氏 名

印

年 月 日

様式第15号(第15条関係)

介護福祉士等登録届

職 氏名 賤

下記のとおり介護福祉士(社会福祉士)の登録をしましたので、届け出ます。

記

種 別 介護福祉士・社会福祉士

決 定 番 号 第 号

養成施設等の名称

卒 業 年 月 日 年 月 日

決 定 番 号	第 号
登 錄 の 種 別	介護福祉士・社会福祉士
登 錄 年 月 日	年 月 日
登 錄 番 号	

上記のとおり相違ありません。

養成施設等の長

印

備考 介護福祉士登録証又は社会福祉士登録証の写しを添付すること。

17 平成5年7月7日 水曜日

報 公 県 取 農

様式第16号(第15条関係)

介護福祉士等就業届

職 氏名 殿

下記のとおり就業しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所
氏 名

(印)

記

就業の場所	
職種	
就業の期日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名

(印)

様式第17号(第15条関係)

介護福祉士等就業場所移転届

職 氏名 殿

下記のとおり就業場所を移転しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所
氏 名

(印)

記

種別	介護福祉士・社会福祉士
決定番号	第 号
変更期日	年 月 日
就業の場所	新 旧

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

新就業施設名

雇用主氏名

(印)

様式第18号 (第15条関係)

介護福祉士等業務廃止届

職 氏 名 賦

下記のとおり業務を廃止しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所

氏 名

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
就 業 の 場 所	
職 种	
業務 廃止 の 期 日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名

様式第19号 (第15条関係)

介護福祉士等修学資金連帯保証人氏名(住所)変更届

職 氏 名 賦

下記のとおり連帯保証人が氏名(住所)を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所

氏 名

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
連 帯 保 証 人 の 旧 氏 名(住所)	
連 帯 保 証 人 の 新 氏 名(住所)	

様式第20号（第15条関係）

介護福祉士等修学資金連帯保証人不適当事由発生届

職 氏名 殿

私の連帯保証人に下記の事由が発生しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 住 所
氏 名

(印)

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
事 由	死 亡・その他()
發 生 年 月 日	年 月 日

様式第21号（第15条関係）

介護福祉士等修学資金借受者死亡届

職 氏名 殿

下記のとおり借受者が死亡しましたので、届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 住 所
氏 名

(印)

記

氏 名	
種 別	介護福祉士・社会福祉士
決 定 番 号	第 号
養成施設等又は就業の場所	
死 亡 期 日	年 月 日
死 亡 原 因	

備考 戸籍抄本を添付すること。

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成5年七月七日

平成五年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県規則第五十一号

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則（昭和四十三年二月鳥取県規則第
十号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「損害賠償に係る」を「死亡事故等知事が
別に定める重大な事案に係る損害賠償について、」に改める。

第三条第一項中「一人」を削り、「七人をもつて」を「により」に改め、
同条第三項中「委員は」の下に「、総務部次長」を加える。

第五条を削り、第六条中「主務課長」を「主務部長」に改め、「職員厚
生課長を経て」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
(会議)

第六条 会長は、前条に規定する書類の提出があつたときは、会議を開か
なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則

（看護職員修学資金貸付規則の一部改正）

第一条 看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六
十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（修学資金の額等）」に改め、同条第二項中「を
支給する期間は、第七条に規定する貸付決定の」を「の貸付期間は、そ
の貸付けを受けることとなる」に改め、同条第三項中「支給する。」を
「貸し付ける。」に、「を支給する」を「をまとめて貸し付ける」に改
める。

第九条第二項を次のように改める。

2 修学生が三十日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、
又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学
の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の修学資金
の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既
に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該期間の
満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。
第十二条の二を削る。

（理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部改正）

第二条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（修学資金の額等）」に改め、同条第二項中「を支給する期間は、第七条の規定による貸付けの決定の」を「の貸付期間は、その貸付けを受けることとなる」に改め、同条第三項中「支給する」を「貸し付ける」に改める。

第八条第二項を次のように改める。

2 修学生が三十日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の修学資金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

第十条の三を削る。

（べき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部改正）

第三条 べき地勤務医師等修学資金貸付規則（昭和五十年七月鳥取県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第七条の規定による貸付けの決定の」を「その貸付けを受けることとなる」に、「支給する」を「貸し付ける」に改め、同条第三項中「支給する」を「貸し付ける」に改める。

第八条第二項を次のように改める。

2 修学生が三十日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の修学資金

の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

第十条の三を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。